

松江市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市長が別表に掲げる法律の規定に基づき、同表の対象欄に掲げる、社会福祉法人、施設及び事業者(以下、「法人・施設等」という。)に対して実施する指導監査に関する基本事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 法人・施設等に対する指導監査は、関係法令、厚生労働省の通知等に定められた遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって適正な法人運営、施設運営、事業運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の担当及び方針)

第3条 指導監査は、別表に掲げる実施課が、別表に掲げる根拠法令に基づき、法人・施設等に関して国から発出される処理基準及び指導監査指針等の通知並びにこれまでの指導監査結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

(指導監査の種別)

第4条 指導監査の種別は、「一般監査」及び「特別監査」とする。

2 一般監査は、別表に掲げる法人・施設等に対し、別に定めるところにより定期的に実施するほか法人運営、施設運営又は事業運営に問題が発生した場合等において随時実施するものとする。

3 特別監査は、法人運営等に重大な問題を有すると認められる場合、施設運営又は事業運営に不正若しくは著しい不当が疑われる場合等に随時実施するものとする。

(指導監査の実施形態)

第5条 一般監査の実施形態は、「実地監査」及び「書面監査」とし、特別監査の実施形態は、「実地監査」とする。

(指導監査の実施形態の決定)

第6条 指導監査の実施形態は、第17条で定める「松江市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要領」に定める基準に基づき実施課が決定するものとする。

(一般監査の実施方法)

第7条 実地監査は、対象法人及び施設等の運営について、代表者、理事等の役員及び職員又はその他必要と認める者(以下、「役職員等」という。)の説明を聞き取り、事前に提出を求めた書類及び関係書類等を閲覧し、必要に応じて関係施設、設備等を実地に確認するものとする。

2 書面監査は、法人・施設等から事前に提出を求めた書類を審査する方式で実施するほか必要に応じて一定の場所において前項の規定に準じた面談方式により実施するものとする。

(特別監査の実施方法)

第8条 特別監査は、法人・施設等から報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は役職員等の出頭を求め質問し、若しくは当該法人・施設等の事務所等に立ち入りその設備若しくは帳簿書類その他物件の検査を実施するものとする。

(指導監査の実施計画の策定)

第9条 法人・施設等に対する指導監査の実施に当たっては、厚生労働省の指導監査指針等及び前年度の指導監査の状況等を踏まえて、指導監査実施計画を策定するものとする。

2 指導監査実施計画は、毎年度策定するものとする。

3 指導監査実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施方針
- (2) 重点指導監査項目
- (3) 指導監査の対象とする法人・施設等及びその指導監査実施形態
- (4) 実施時期
- (5) 監査調書
- (6) その他必要な事項

(指導監査の実施通知)

第10条 前条の規定により策定した指導監査実施計画に基づき法人・施設等に対し、原則として指導監査実施日の1ヶ月前までに文書で通知するものとする。

2 実地監査を実施する法人・施設等に対する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の日時及び場所
- (3) 指導監査を実施する職員(以下「指導監査職員」という。)の所属及び職名並びに氏名
- (4) 出席又は立会を求める役職員等
- (5) 提出を求める書類等及び提出期限
- (6) 指導監査当日に準備すべき書類等

3 書面監査を実施する法人・施設等に対する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

なお、面談方式により実施する場合は、第1項に準じて通知するものとする。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 提出を求める書類等及び提出期限

4 特別監査については、第1項の規定にかかわらず個々の状況に応じ随時通知するものとする。

5 法人運営及び事業経営に特に不適切な事由があると推察され、通知を行うことによって指導監査の目的を達成することが困難であると認められる場合には、第1項及び前項

に規定する通知を行わず指導監査を実施することができるものとする。

(指導監査職員)

第 11 条 指導監査(書面監査を除く。)は、2 名以上の職員で実施するものとする。

(指導監査後の措置)

第 12 条 指導監査職員は、指導監査(書面監査を除く。)終了後、事務所等において法人・施設等の役職員等に対し、指導監査結果について講評を行い、改善を要すると認められた事項については、所要の改善を行うよう指導を行うものとする。

2 指導監査職員は、指導監査終了後、すみやかに復命書を作成し、法人・施設等の問題点を明確にした上で復命するものとする。

3 指導監査の結果、法令又は通知等の違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置(以下「改善措置」という。)をとるべき旨を文書により法人・施設等に通知するものとする。

4 改善措置を求める事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況(改善計画)を報告させ、その改善状況を挙証資料等により確認するものとする。

なお、報告期限までに改善ができない事項(改善計画)については、積極的な事後指導により改善を徹底させるものとし、改善が図られない場合は、再度の一般監査(実地監査)又は特別監査を実施するものとする。

また、指導監査によって、重大な問題が認められる法人・施設等並びに不祥事の発生した法人・施設等に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に一般監査(実地監査)又は特別監査を実施するものとする。

5 指導監査結果については、指導事項を経年的に記録し、継続的指導及び改善状況の確認を行うため、指導監査改善状況管理台帳を作成するものとする。

(行政上の措置)

第 13 条 前条第 4 項の規定に基づき一般監査(実地監査)又は特別監査を実施してもなお、指導事項の改善が図られない場合は、個々の実情に応じ、社会福祉法等関係法令の規定に基づき期限を定めて改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告(以下「改善勧告」という。)をする等所要の措置を講ずるものとし、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

改善勧告を受けた社会福祉法人・施設等が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告をとるべき旨の命令(以下「改善命令」という。)をする等所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の改善命令に従わないときは、社会福祉法等関係法令の規定に基づき業務の全部若しくは一部の停止の命令等検討の上、適切な改善措置を速やかに実施するものとする。

(指導監査職員の留意事項)

第 14 条 指導監査職員は、事前に提出された書類、前年までの指導監査結果の問題点そ

の他必要な事項について、あらかじめ検討を加えるとともに、指導監査の手順及び分担等を定め、効率的に行うように努めるとともに指導監査を受ける法人・施設等の業務に支障がないよう留意するものとする。

2 指導監査職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示し、常に穏健かつ冷静な言動と指導、援助的態度で接することにより役職員等の理解と協力が得られるように努めるものとする。なお、立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 指導監査職員は、事実の認定及び事務処理の判断において、常に公平不偏の態度で臨むよう努めるものとする。

(社会福祉法人等指導監査連絡会議)

第15条 この要綱に定める指導監査に関する重要な事案等については、健康福祉部内に設置する「社会福祉法人等指導監査連絡会議（以下、「指導監査連絡会議」）において審議するものとする。

2 指導監査連絡会議についての必要な事項は、別に定める。

(その他の社会福祉事業への適用)

第16条 別表に掲げる対象以外の社会福祉事業については、別に定める指導監査に関する要綱等に規定された事業を除き、必要に応じてこの要綱を適用する。

(その他)

第17条 指導監査の実施については、この要綱に定めるもののほか「松江市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要領」において定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の松江市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別 表)

番号	法 令			内 容	対 象	実施課
	法律名	条	項			
1	社会福祉法	56	1	所轄庁は、社会福祉法人の業務若しくは財産の状況を報告させ、事務所、施設に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる	社会福祉法人	健康福祉総務課
					軽費老人ホーム(ケアハウス)	介護保険課 健康福祉総務課
				70		
2	生活保護法	44	1	市長は、保護施設の管理者に対する業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は保護施設への立ち入り若しくは設備及び会計書類等の閲覧及び説明を求め若しくは検査させることができる。	保護施設	健康福祉総務課 生活福祉課
3	児童福祉法	34 の 17	1	市長は、家庭的保育事業等を行う者に対し、報告を求め、関係者に対し質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類、その他の物件を検査させることができる	小規模保育事業	こども政策課
					母子生活支援施設	こども政策課 こども家庭支援課
				46		1

4	老人福祉法	18	2	市長は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対し、報告を求め、関係者に対し質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他物件を検査させることができる	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	介護保険課 健康福祉総務課
		29	9	市長は、有料老人ホームの設置者若しくは管理者等に対し、報告を求め、関係者に対し質問させ、若しくはその施設若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる	有料老人ホーム	介護保険課 健康福祉総務課
5	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	19	1	市長は、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、報告を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる	幼保連携型認定こども園	こども政策課